

**「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」  
有識者検討会（第二回）事務局提出資料**

# 目次

1. 意見照会実施結果報告	3
<hr/>	
2. 標準仕様書（1.0版）の確認	18
<hr/>	
3. 今後のスケジュール	31
<hr/>	

- 1 . 意見照会実施結果報告**
- 2 . 標準仕様書（1.0版）の確認
- 3 . 今後のスケジュール

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-1. 全国意見照会の流れ

8月末の標準仕様書（1.0版）発出に向けて、令和3年度に作成した標準仕様書（1.0版）に対して全国意見照会を実施し、事務局にて意見取りまとめを行いました。

### 意見照会

■ 標準仕様書（案）に加えて各資料を準備することで、効果的かつ効率的に意見照会を行う。

資料構成

事務連絡  
(案)

---

意見用紙

項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由

意見提出のフォーマットを準備する。**標準仕様書（案）の1つ1つの記載に対して確認を求め**る方法では自治体の回答負担が高まるため、**意見がある場合には記載していただく方針とする。また、意見記載時は、具体的な修正案まで記入いただくフォーマットとするよう工夫。**

---

確認対象  
の資料

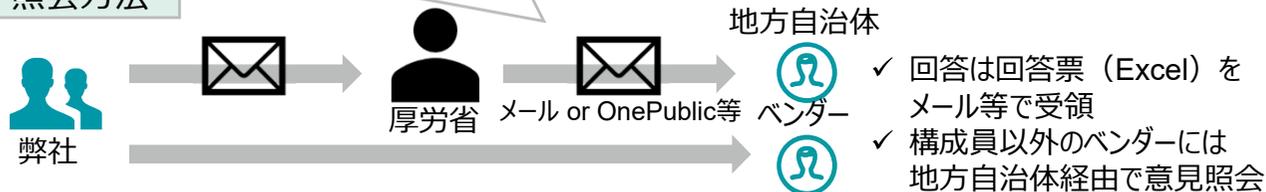
「標準仕様書（ツリー図／業務フロー、機能要件、帳票一覧、帳票詳細要件、帳票レイアウト等）に対して、検討会／分科会の指摘事項を反映したもの。

---

検討経緯

標準仕様書の案の作成の経緯を取りまとめた資料を準備する。検討の経緯をあらかじめ対象自治体・ベンダーに伝えることで、検討経緯に関する問合せ対応の負担軽減や回答遅延を防止を図る。

### 照会方法



### 意見取りまとめ

■ 地方自治体・ベンダーからの各意見に対して、回答方針を検討した上で、必要に応じて修正を検討する。

意見取りまとめイメージ

項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由	1	2	3
						分類	回答方針	修正内容

└──────────┘
└──────────┘  
 提出された意見                      意見回答の検討

- 1 **分類** 意見を、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」に分けて記載
- 2 **回答方針** 自治体・ベンダーの意見に対する対応方針を記載。協議が必要な「論点化」のものは検討会、分科会において協議する内容を記載
- 3 **修正内容** 標準仕様の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-2. 意見照会項目 (1/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考6\_【児童扶養手当】意見照会\_ご意見一覧」をご参照ください。

### (1) 団体・担当情報

No.	①意見発出者	②団体区分	③都道府県名	④市区町村名	⑤事業者名	⑥部署名	⑦担当者名	⑧電話(外線)番号	⑨電子メールアドレス
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	事業者の場合は記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
入力例	1:担当課	5:市	〇〇県	〇〇市	株式会社〇〇	子ども支援課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1									
2									

### (2) 機能要件

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③事務名(レベル2)	④通番	⑤意見の種類	⑥要件種別	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩意見発出者	⑪要件(修正前)	⑫要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	01.新規認定請求	認定請求受付	〇〇	10:要件種別のみ変更	2:実装必須	3:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	他団体でも必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	2:実装されていない	1:担当課		
1												
2												

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-2. 意見照会項目 (2/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考6\_【児童扶養手当】意見照会\_ご意見一覧」をご参照ください。

### (3) 帳票要件 (一覧・詳細要件)

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④システム印字項目名	⑤意見の種類	⑥要件種別 実装類型	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨意見発出者	⑩要件(修正前)	⑪要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により記入 必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	新住所郵便番号	3:印字項目名の変更	5:類型変更	4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため		1:担当課		
1											
2											

### (4) 帳票レイアウト

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④意見の種類	⑤意見発出理由	⑥根拠法令・通知等の詳細な理由	⑦意見発出者	⑧意見の内容
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須
入力例	〇〇市	13.現況届	児童扶養手当現況届	10:その他	6:その他		1:担当課	氏名欄等が非常に小さく、印字可能な文字数が少ないため多くの対象者でオーバー字となり手書き対応が必要になります。
1								
2								

### (5) その他

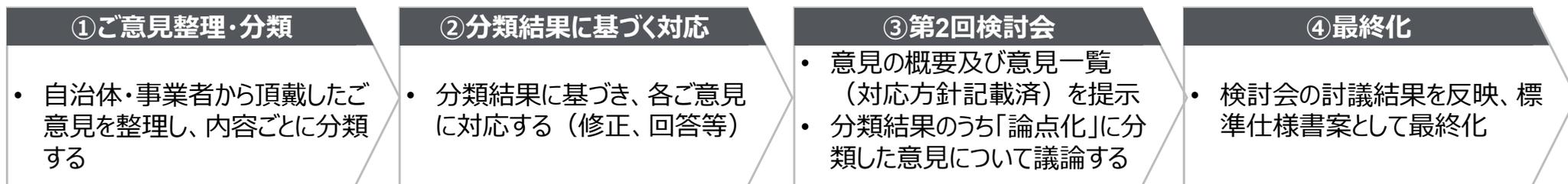
No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	〇〇市	標準仕様書の使い方に関すること	.....	1:担当課
1				

# 1. 意見照会実施結果報告

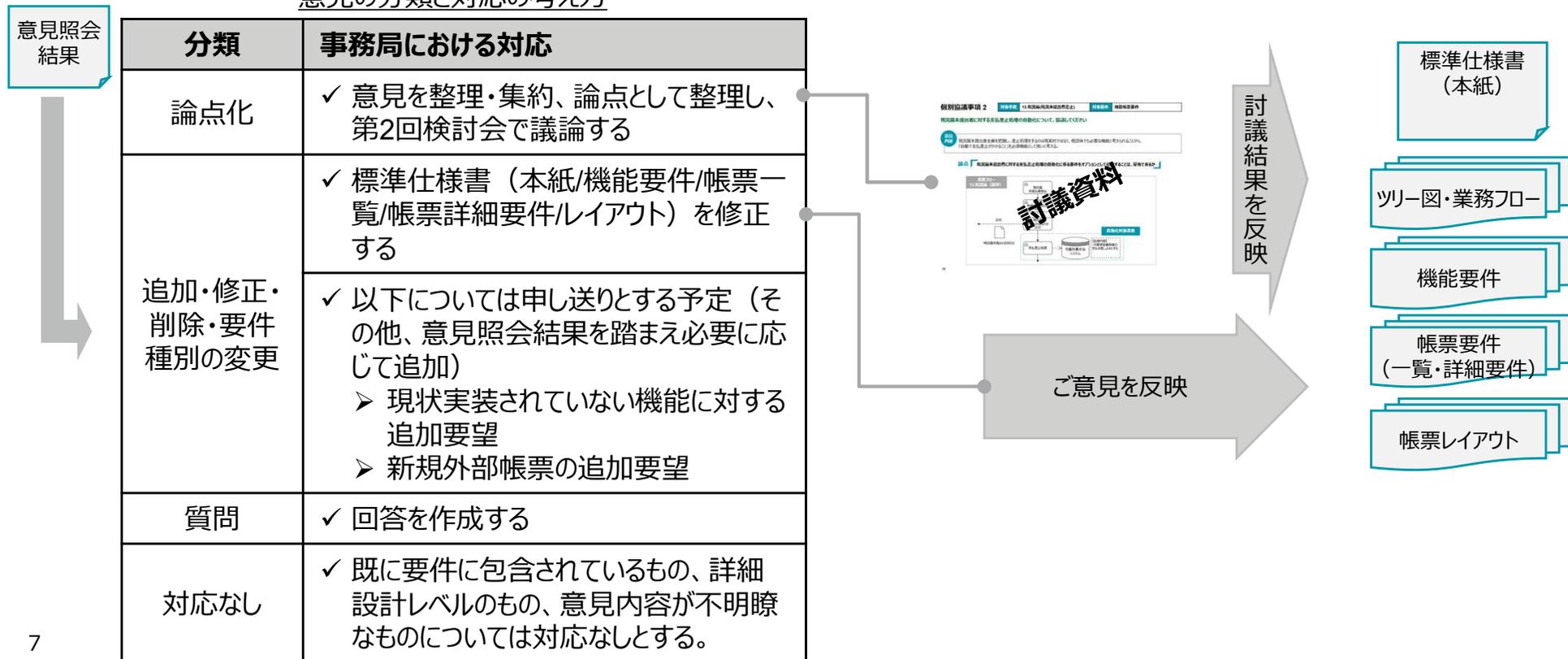
## 1-3. 意見照会結果の取り扱い

意見照会でいただいたご意見については、対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点化した事項は次の議題にて討議します。

### 意見照会結果の取り扱い



### 意見の分類と対応の考え方



# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-4. 意見への対応方針

各団体よりいただいた意見は、令和3年度の検討経緯を前提にして作成した一定の判断基準を基に対応方針を決定しました。

定義書分類	ご意見の内容		対応方針
全定義書 共通	内容が不明瞭・曖昧、議論・検討済みの要望		対応なし
	記載の修正要望（誤字・脱字の修正等）		適宜修正（事務運用上誤解を招く表現等がある場合も含む）
ツリー図・ 業務フロー	記載の追加・修正・削除要望		適宜修正（機能要件等に反映する中で修正が必要と判断した場合や、事務運用上誤解を招く表現等がある場合）
機能要件 帳票一覧 帳票詳細要件 帳票レイアウト	追加	既に要件として定義済みと判断できる要望	対応なし
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現状実装されている要件の追加要望</li> <li>定義済みの要件に対する管理項目や記載の追加</li> </ul>	<b>オプションとして追加</b> （各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装状況を勘案し妥当と考えられる場合。また、多くの自治体で職員事務の効率化や住民の利便性向上に資すると考えられる場合） <b>必須として追加</b> （法令等に定めがある場合や、複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務遂行の観点から最低限必要と考えられる場合）
		現状実装されていない機能・帳票に対する機能改善や新規機能の要望等	<b>一律申し送り</b> ※帳票追加意見において、該当帳票の提供がない場合、対応なし
	修正	帳票レイアウトの修正要望	適宜修正（支給事務の効率化や、住民における手続負担軽減の趣旨で必要となる帳票項目の追加を行った場合のみ）
	要件種別の変更 (削除含む)	法令・制度等を根拠に必須への変更要望	<b>オプション → 必須</b> （複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務遂行の観点から最低限必要と考えられる場合を含む）
法令・制度等や慣例運用であることを根拠にオプションへの変更要望		<b>必須 → オプション</b> （特定の区分の地方公共団体や、事務処理件数が膨大な大規模自治体にのみ必要と考えられる場合等）	
法令・制度を根拠に削除要望		<b>必須・オプション → 実装不可（削除）</b> （どの自治体においても不要と考えられる場合）	

※連携要件・データ要件や、詳細設計レベルで検討する内容の意見は、一律対応なしと整理

※どの判断基準を適用するか議論が必要な内容等は、論点化

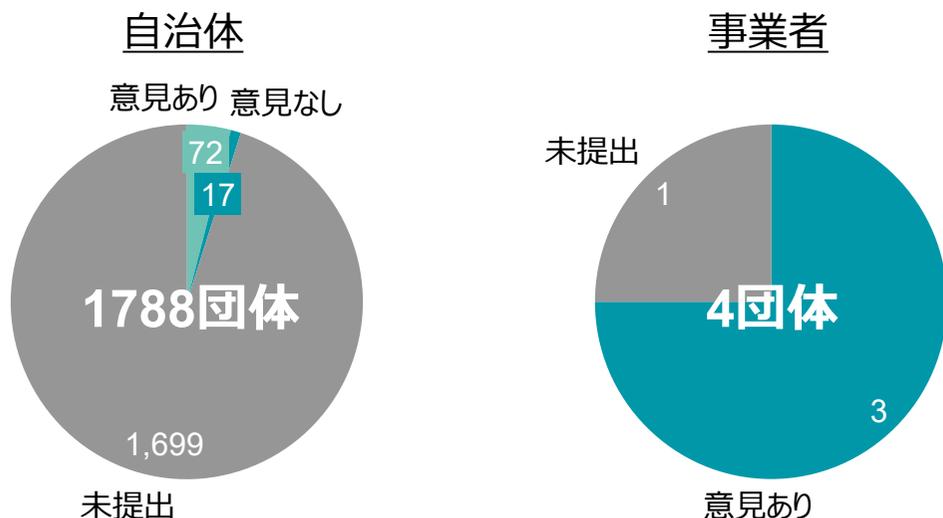
# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-5. 全体概要

全1,788自治体及び対象の4事業者のうち、72自治体及び3事業者より、総計1,852件の意見をいただきました。

### 意見照会実施結果（全体概要）

ご回答団体数



- ✓ 自治体：全1,788自治体（うち、47都道府県を含む）中、72自治体（うち、6県を含む）は意見あり  
17自治体（うち、2県を含む）は意見なし  
（意見有率：5.0%）
- ✓ 事業者：意見照会の依頼対象4事業者中、3事業者は意見有り  
（意見有率：75.0%）  
また、自治体経由で7事業者より意見受領

ご意見の受領件数と分類内訳

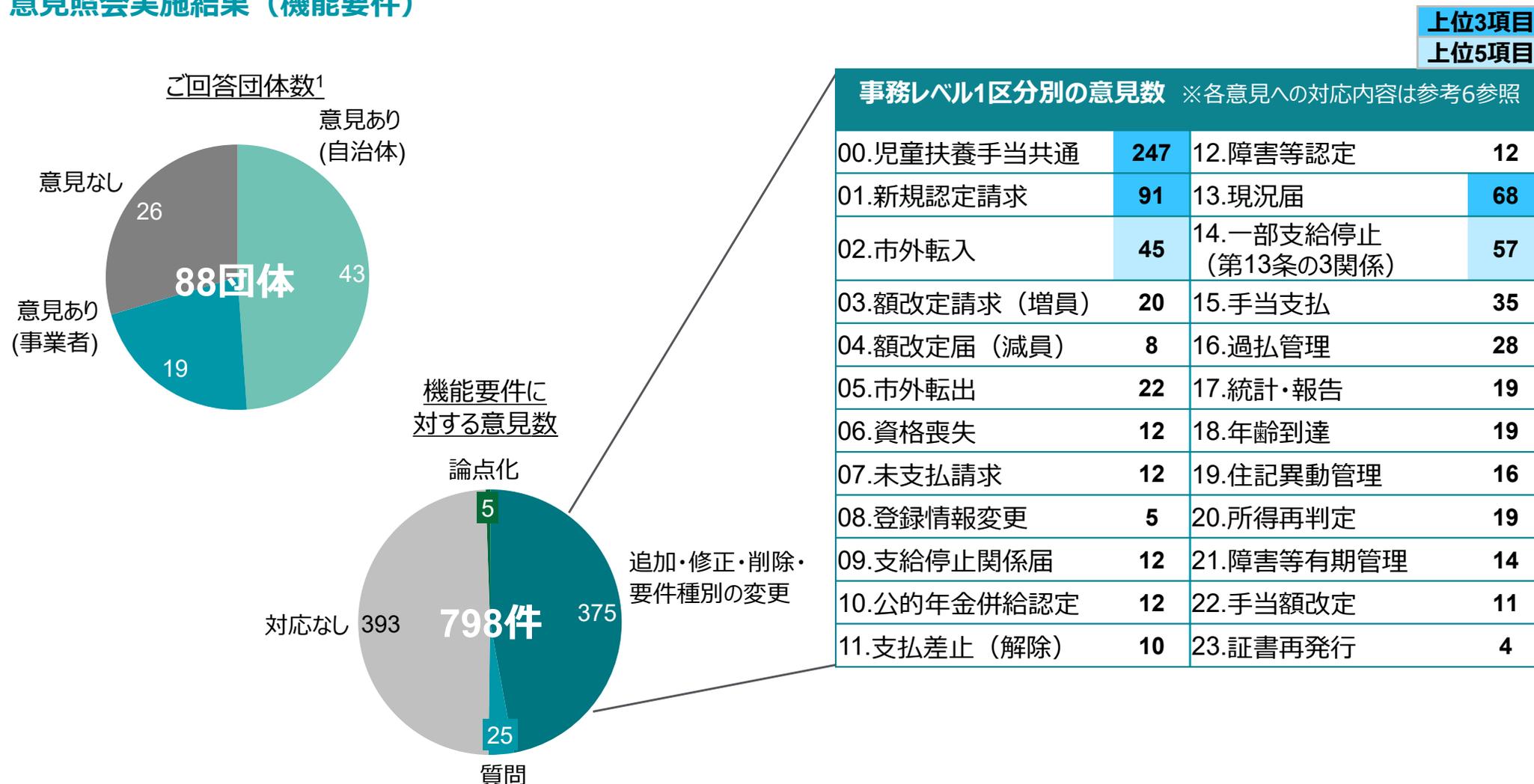
定義書分類	論点化	追加・修正・削除・要件種別の変更	質問	対応なし	計
機能要件	5	375	25	393	798
帳票要件 （一覧・詳細要件）	8	99	6	751	864
帳票レイアウト	9	55	0	44	108
その他	1	18	13	50	82
<b>総計</b>	<b>23</b>	<b>547</b>	<b>44</b>	<b>1238</b>	<b>1852</b>

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-6. 詳細：機能要件

機能要件について、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全88団体のうち、62団体より計798件の意見を受領し、5件は論点化、375件は追加・修正・削除・要件種別の変更、25件は質問、393件は対応なしに分類しました。

### 意見照会実施結果（機能要件）



1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

## (補足) 機能要件のレベル2区分別の意見数内訳 (1/2)

上位3項目  
上位5項目

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		
00.児童扶養手当共通	他システム連携	54
	マスク管理機能	28
	データ管理機能	99
	台帳管理機能	5
	一覧管理機能	13
	帳票出力機能	37
	アクセスログ管理	2
	操作権限管理	6
	ヘルプ機能	3
01.新規認定請求	認定請求受付	57
	認定審査	15
	認定審査結果通知	19
02.市外転入	市外転入受付	6
	転出元受給者台帳取得	32
	市外転入処理	5
	市外転入通知	2
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付	9
	額改定請求(増員)要件審査	11
	額改定請求(増員)審査結果通知	0
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付	1
	額改定届(減員)要件審査	6
	額改定届(減員)審査結果通知	1

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		
05.市外転出	市外転出受付	7
	市外転出処理	11
	受給者台帳送付	4
06.資格喪失	資格喪失受付	3
	資格喪失審査	7
	資格喪失通知	2
07.未支払請求	未支払請求受付	8
	未支払請求審査	2
	未支払請求審査結果通知	2
08.登録情報変更	登録情報変更受付	4
	登録情報変更処理	1
	登録情報変更通知	0
09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	3
	支給停止関係届処理	6
	支給停止関係届通知	3
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	3
	公的年金併給処理	9
	公的年金併給通知	0
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)対象抽出	6
	支払差止(解除)処理	0
	支払差止(解除)通知	4

## (補足) 機能要件のレベル2区分別の意見数内訳 (2/2)

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		
12.障害等認定	障害等認定受付	5
	障害等認定審査	3
	障害等認定通知	4
13.現況届	現況届提出依頼	21
	現況届受付	15
	現況届処理	5
	現況届催促	13
	現況届通知	3
	現況未提出者差止	1
	現況未提出者差止時効管理	10
14.一部支給停止 (第13条の3関係)	一部支給停止措置案内	20
	一部支給停止適用除外事由受付	16
	一部支給停止適用除外事由処理	20
	一部支給停止通知	1
15.手当支払	支払額登録	17
	支払通知	6
	支払処理	10
	振込不能対応	2
16.過払管理	過払金・返納方法登録	24
	内払調整	4

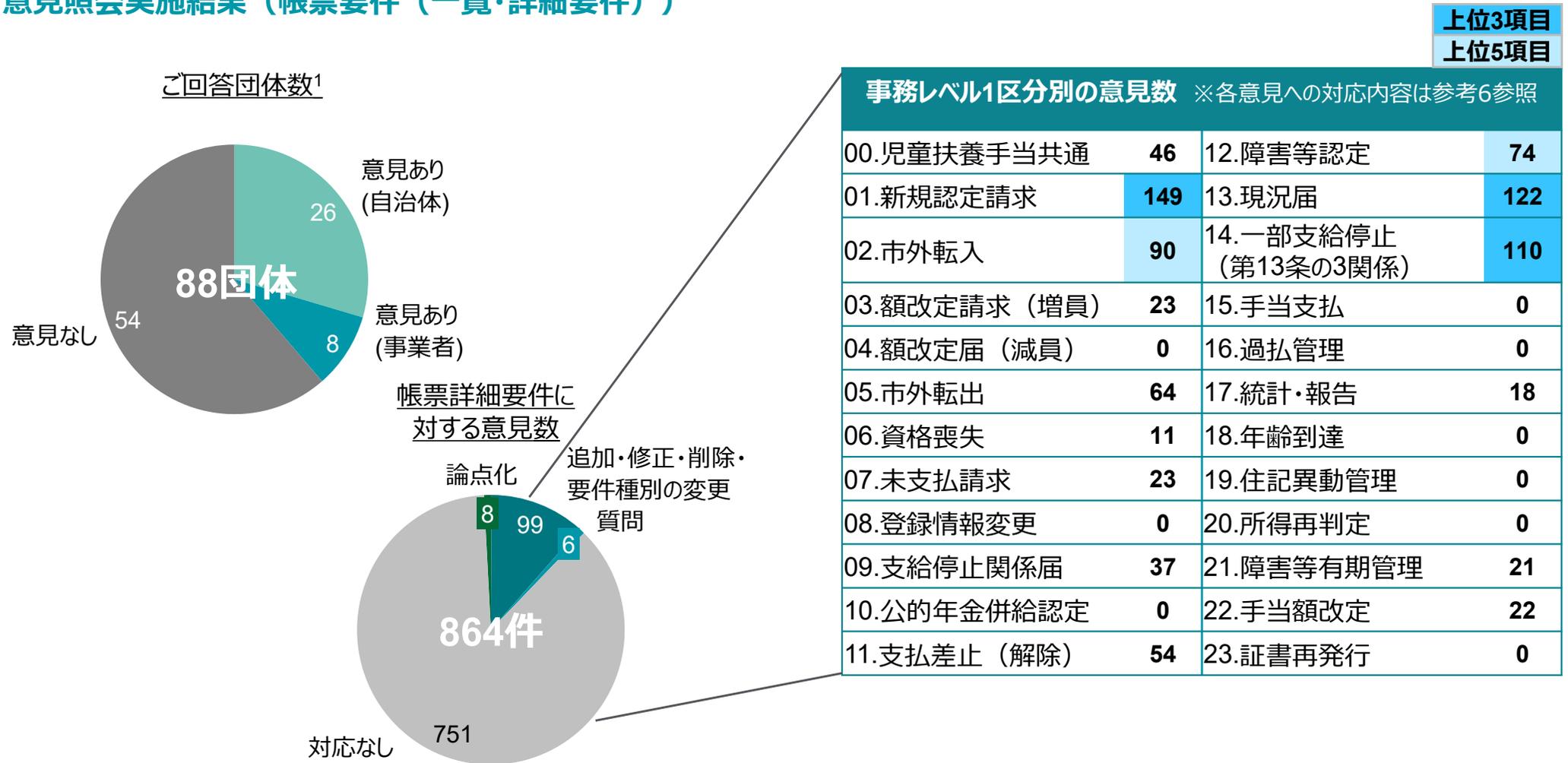
事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		
17.統計・報告	月次報告書作成	12
	年次報告書作成	7
18.年齢到達	年齢到達処理	19
19.住記異動管理	住記異動者処理	16
20.所得再判定	所得再判定	19
21.障害等有期管理	障害等有期認定期限処理	14
	マスタ更新	0
22.手当額改定	手当額改定処理	6
	手当額改定通知	5
23.証書再発行	証書再発行処理	4

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-7. 詳細：帳票要件（一覧・詳細要件）

帳票要件（一覧・詳細要件）について、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全88団体のうち、34団体より計864件の意見を受領し、8件は論点化、99件は追加・修正・削除・要件種別の変更、6件は質問、751件は対応なしに分類しました。

### 意見照会実施結果（帳票要件（一覧・詳細要件））



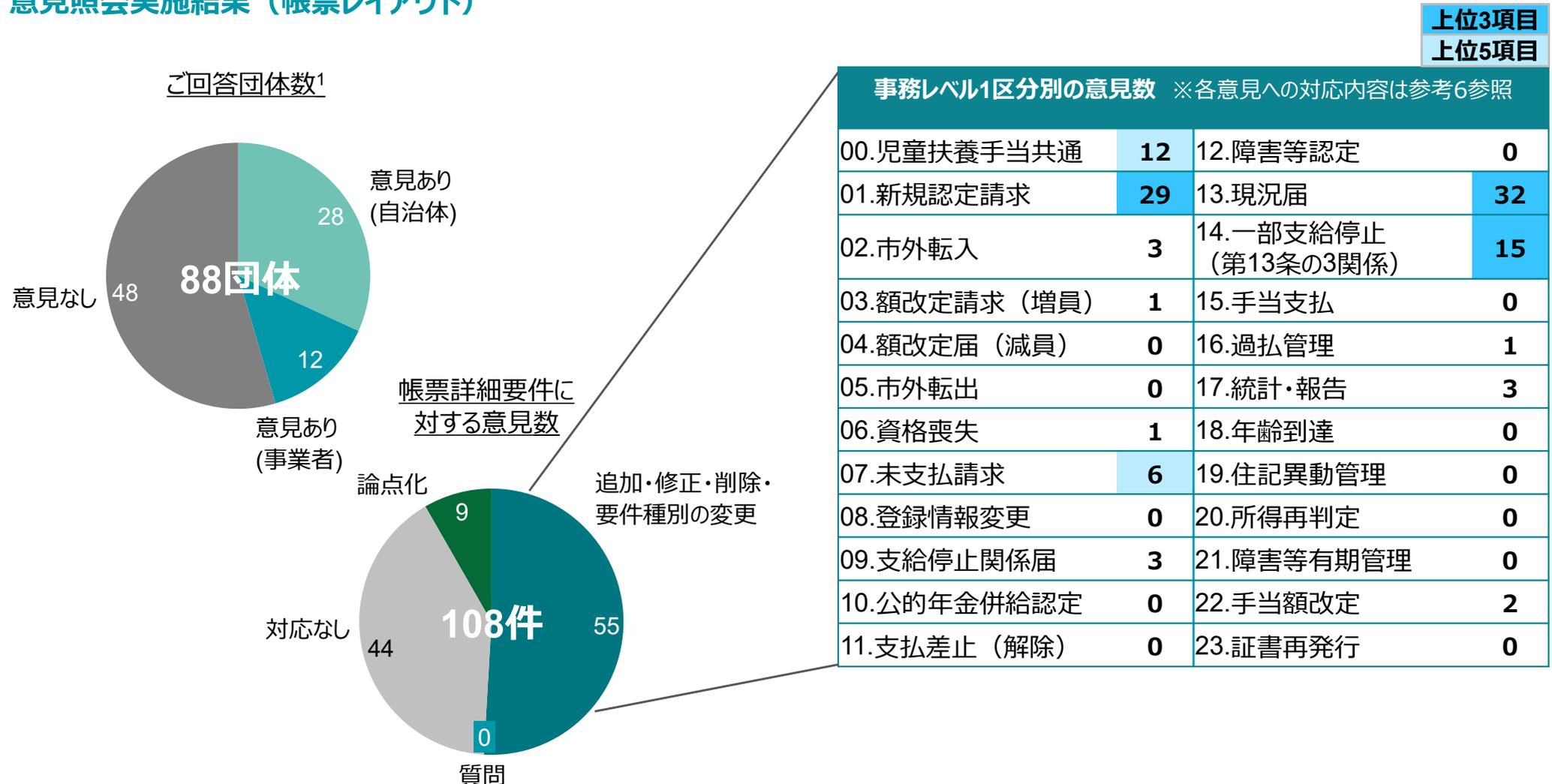
1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-8. 詳細：帳票レイアウト

帳票レイアウトについて、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全88団体のうち、40団体より計108件の意見を受領し、9件は論点化、55件は追加・修正・削除・要件種別の変更、44件は対応なしに分類しました。

### 意見照会実施結果（帳票レイアウト）



1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

# (補足) 帳票要件 (一覧・詳細要件) 及び帳票レイアウトの帳票名別の意見数内訳 (1/2)

上位3項目  
上位5項目

帳票名別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		詳	レ
00.児童扶養手当共通	宛名シール	8	1
	宛名状	4	2
	児童扶養手当証書	8	7
	保留通知書	0	0
	補正命令書	2	0
	児童扶養手当証書等交付について	2	2
	児童扶養手当証書受領書	0	0
	児童扶養手当関係書類提出命令書	22	0
	町村への送付書	0	0
01.新規認定請求	児童扶養手当認定通知書	18	4
	児童扶養手当認定請求却下通知書	12	0
	児童扶養手当受給資格者台帳	52	13
	児童扶養手当受給資格者名簿	6	0
	児童扶養手当所得状況届	43	7
	児童扶養手当所得状況届提出命令書	16	1
	児童扶養手当所得状況届未提出について (お知らせ)	2	4
02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	79	1
	児童扶養手当住所変更 (転出・転入)・金融機関変更届	11	2
03.額改定請求 (増員)	児童扶養手当額改定通知書	30	1
	児童扶養手当額改定却下通知書	9	0

帳票名別の意見数 ※各意見への対応内容は参考6参照		詳	レ
04.額改定届 (減員)	(該当帳票なし)	-	-
05.市外転出	児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書	48	0
	児童扶養手当資格喪失通知書	11	1
06.資格喪失	児童扶養手当資格喪失通知書	11	1
	未支払児童扶養手当請求却下通知書	23	3
07.未支払請求	児童扶養手当支払通知書	0	3
	(該当帳票なし)	-	-
08.登録情報変更	児童扶養手当支給停止通知書	17	1
	児童扶養手当支給停止解除通知書	20	2
09.支給停止関係届	児童扶養手当支給停止解除通知書	20	2
	(該当帳票なし)	-	-
10.公的年金併給認定	児童扶養手当支払差止通知書	28	0
	児童扶養手当支払差止解除通知書	26	0
11.支払差止 (解除)	児童扶養手当障害認定通知書	48	0
	児童扶養手当在留期間延長通知書	26	0
12.障害等認定	児童扶養手当現況届	66	19
	児童扶養手当現況届案内	23	8
13.現況届	児童扶養手当現況届提出命令書	26	1
	児童扶養手当現況届未提出のお知らせ	4	1
	現況届提出前のおねがい	3	3

※ 詳：帳票要件、レ：帳票レイアウト

# (補足) 帳票要件 (一覧・詳細要件) 及び帳票レイアウトの帳票名別の意見数内訳 (2/2)

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考6参照	詳	レ
14.一部支給停止 (第13条の3関係)	児童扶養手当 一部支給停止適用除外通知書	23	0
	児童扶養手当の 受給に関する重要なお知らせ	14	14
	児童扶養手当一部支給停止 適用除外事由届出書	73	1
15.手当支払	支払実績調書	0	0
	児童扶養手当口座振込依頼書	0	0
16.過払管理	児童扶養手当 内払調整決定通知書	0	1
	執行状況調べ	7	0
17.統計・報告 ※定義している帳票が多数の ため、意見を受領した帳票のみ 記載	様式第8号-付表2 対象経費の実支出額及び過年度分 支払取消額算定表	1	0
	様式第8号-付表3 受給者等の月別状況	0	1
	様式第8号-付表5 現年度分支 払取消額内訳	9	0
	様式第9号-付表3 受給者等の月別状況(都道府県 分)	0	1
	様式第9号-付表8 受給者等の月別状況(市等分)	0	1
	様式第9号-付表10 現年度分支払取消額内訳(市等 分)	1	0
18.年齢到達	(該当帳票なし)	-	-
19.住記異動管理	(該当帳票なし)	-	-

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考6参照	詳	レ
20.所得再判定	(該当帳票なし)	-	-
21.障害等有期管理	障害認定診断書提出案内	21	0
	在留期間延長手続き案内	0	0
	在留期間延長手続きのお知らせ	0	0
22.手当額改定	児童扶養手当額変更のお知らせ	22	2
23.証書再発行	(該当帳票なし)	-	-

※ 詳：帳票要件、レ：帳票レイアウト

# 1. 意見照会実施結果報告

## 1-9. 詳細：その他

意見照会では、標準仕様書に対する意見の他、標準化全般に関してもご意見をいただいております。

### 意見照会実施結果（その他）

区分		ご意見
業務	中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核市以上レベルの事務と、実装必須機能だけでは実務とかけなれており、標準化後の事務量が増大することが予想される。オプション機能を実装することを強く要望する。</li> </ul>
	給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>国として給付金を行う場合に使用できるような機能を事前に考案し、児童扶養手当システムの一部として搭載することを検討してほしい。</li> </ul>
	自治体間連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙媒体でのやりとりは手間が多く、効率が悪いので情報連携等で提供できるようにして頂きたい。紙媒体でやりとりする場合、様式の規定をしてほしい。</li> <li>標準仕様書(案)P6にて町村から県への進達も標準化範囲に含まれている。現行、受給者からの申請は紙に限られており、その原本が進達されているが、その構造も変更するとの認識でよいか。（受給者からの申請が電子申請になる、町村から県への進達に紙が不要となるなど）</li> </ul>
機能	EUC	<ul style="list-style-type: none"> <li>「EUC機能が利用できること」について全ての処理において使用できるようにしたい。</li> </ul>
	メモ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は、受給者・事務処理対象者が非常に多数に及ぶため、多くの方々を多くの事務所、多くのスタッフで支援を実施しています。どのスタッフであっても過去の対応経過など情報を踏まえたきめ細かいサービスの質を維持するためには、メモ機能は重要な機能としてとらえています。</li> </ul>
帳票	帳票レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票レイアウトを定めるもの（＝外部向け帳票）については、参考ではなく基本的には本レイアウトでの実装を求めた方が良いのではないかと。外部向け帳票については全国的に標準化を図ることで、住民等にとっての視認性向上（引越しても通知の様式が変わらない）が期待できる。</li> </ul>
他	独自システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に県独自で受給者からの申請を電子化することを検討している。独自システムと標準化システムの連携することも視野に入れていただきたい。</li> </ul>

- 1 . 意見照会実施結果報告
- 2 . **標準仕様書（1.0版）の確認**
- 3 . 今後のスケジュール

## 2. 標準仕様書（1.0版）の確認

### 2-1. 本検討会で個別協議が必要な事項

全国の自治体、事業者よりいただいた意見のうち、検討会の中での協議が必要と考えられる事項を選定しました。  
本日の検討会にて、個別協議を実施する事項は下記の通りです

#	対象事務	対象要件	論点
1	00.児童扶養手当共通 (マスタ管理機能)	機能要件	通番12「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきでしょうか。
2	13.現況届 (現況未提出者差止)	機能要件	現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは適当でしょうか。
3	00.児童扶養手当共通 (帳票共通)	帳票要件（一 覧・詳細要件）・ 帳票レイアウト	帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、提出書類はマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目としてよろしいでしょうか。
4	00.児童扶養手当共通 (児童扶養手当証書)	帳票要件（一 覧・詳細要件）・ 帳票レイアウト	児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することは適当でしょうか。
5	01.新規認定請求 (受給資格者台帳)	帳票要件（一 覧・詳細要件）・ 帳票レイアウト	実務上必要な項目として、受給資格者台帳に16項目（対象項目は個別ページに記載）をオプションとして追加することは適当でしょうか。

# 個別協議事項 1

対象事務

00.児童扶養手当共通  
(マスタ管理機能)

対象要件

機能要件

## 通番12「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきかご議論をお願いいたします

### 意見内容

- 通番12「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須としたい。
- 所得控除情報は新規認定請求等各処理に利用するものであり、地方税法とは異なる控除額のものもあるため、各処理ごとに控除額等を設定するのではなく、マスタとして設定して各処理で利用すべきと考える。  
※所得控除情報（受給資格者・扶養義務者等の障害者扶養控除額、特別障害者扶養控除額、障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額）

### 論点

通番12「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきでしょうか。

#### 標準仕様書（案）の現状

- 手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること

※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外

#### 【管理項目】

年度、所得加算情報（受給資格者・扶養義務者等の老人扶養控除加算額、特定扶養控除加算額）、所得制限限度額情報（扶養人数、全部支給額、一部支給額、扶養義務者等限度額、更新年月日）、物価スライド情報（改定年月、今回値、前回値、更新年月日）

#### 対応案

#### 見直し事項①：オプションから必須に変更する

- 「どの自治体においても必要」と考えられるため必須とする

#### 見直し事項②：管理項目に以下の控除額を追加する

- 障害者控除額
- 特別障害者控除額
- 勤労学生控除額
- 寡婦控除額
- ひとり親控除額
- 所得控除情報は新規認定請求等各処理に利用するものであるため、各処理ごとに控除額等を設定するのではなく、マスタとして設定して各処理で利用すべきと考える。

# 個別協議事項 1

対象事務

00.児童扶養手当共通  
(マスタ管理機能)

対象要件

機能要件

参考：所得情報（控除情報等）が管理項目として含まれる事務 ※青太文字はマスタ管理すべきと考える項目

No	事務		標準仕様書案にて定義されている管理項目（抜粋）
	レベル1	レベル2	
138	01.新規認定請求	認定請求受付	<p>・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報（氏名、個人番号、生年月日、住所、電話番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数、老人扶養親族の数、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、扶養親族でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年（又は前々年）の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、給与所得、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、（請求者及び児童の）養育費の額、障がい者・特別障がい者の控除対象人数、<b>障がい者・特別障がい者控除額</b>、寡婦控除又はひとり親控除の有無、<b>寡夫控除又はひとり親控除額</b>、勤労学生控除の有無、<b>勤労学生控除額</b>、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、（本年度又は前年の）被災の有無、被災年月日、年金等受給該当区分（法第13条の2第1項該当／法第13条の2第2項／法第13条の2第3項）</p>
152	02.市外転入	市外転入受付	<p>・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報（氏名、個人番号、生年月日、住所、電話番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数、老人扶養親族の数、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、扶養親族でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年（又は前々年）の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、（請求者及び児童の）養育費の額、障がい者・特別障がい者の控除対象人数、<b>寡婦控除又はひとり親控除額</b>、勤労学生控除の有無、<b>勤労学生控除額</b>、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、所得制限限度額（全部支給、一部支給）、（本年度又は前年の）被災の有無、被災年月日、年金等受給該当区分（法第13条の2第1項該当／法第13条の2第2項／法第13条の2第3項）</p>
215	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報（氏名、個人番号、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、扶養親族でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年（又は前々年）の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、給与所得、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、（請求者及び児童の）養育費の額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額</p>
245	13.現況届	現況届受付	<p>・受給資格者・孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者の所得情報（所得年度、氏名、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数、老人扶養親族の数、特定扶養親族の数、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、扶養親族でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年（又は前々年）の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、給与所得、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、障がい者・特別障がい者の控除対象人数、<b>障がい者・特別障がい者控除額</b>、寡婦控除又はひとり親控除の有無、<b>寡婦控除又はひとり親控除額</b>、勤労学生控除の有無、<b>勤労学生控除額</b>、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額</p>

## 個別協議事項 2

対象事務

13.現況届(現況未提出者差止)

対象要件

機能要件

現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化について、ご議論をお願いいたします

意見  
内容

現況届未提出者全員を把握し、差止処理をするのは現実的ではなく、他団体でも必要な機能と考えられることから、「自動で支払差止がかかること」が機能として必要と考える。

論点

現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは適当でしょうか。

標準仕様書（案）の現状

「現況届未提出者に対し、支払差止処理ができること」

- 現況届未提出者全員を把握し、差止処理をするのは現実的ではないと考えられる

対応案

「現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること」

- 業務改善の観点から、自動化に係る要件をオプションとして追加する

## 個別協議事項 2

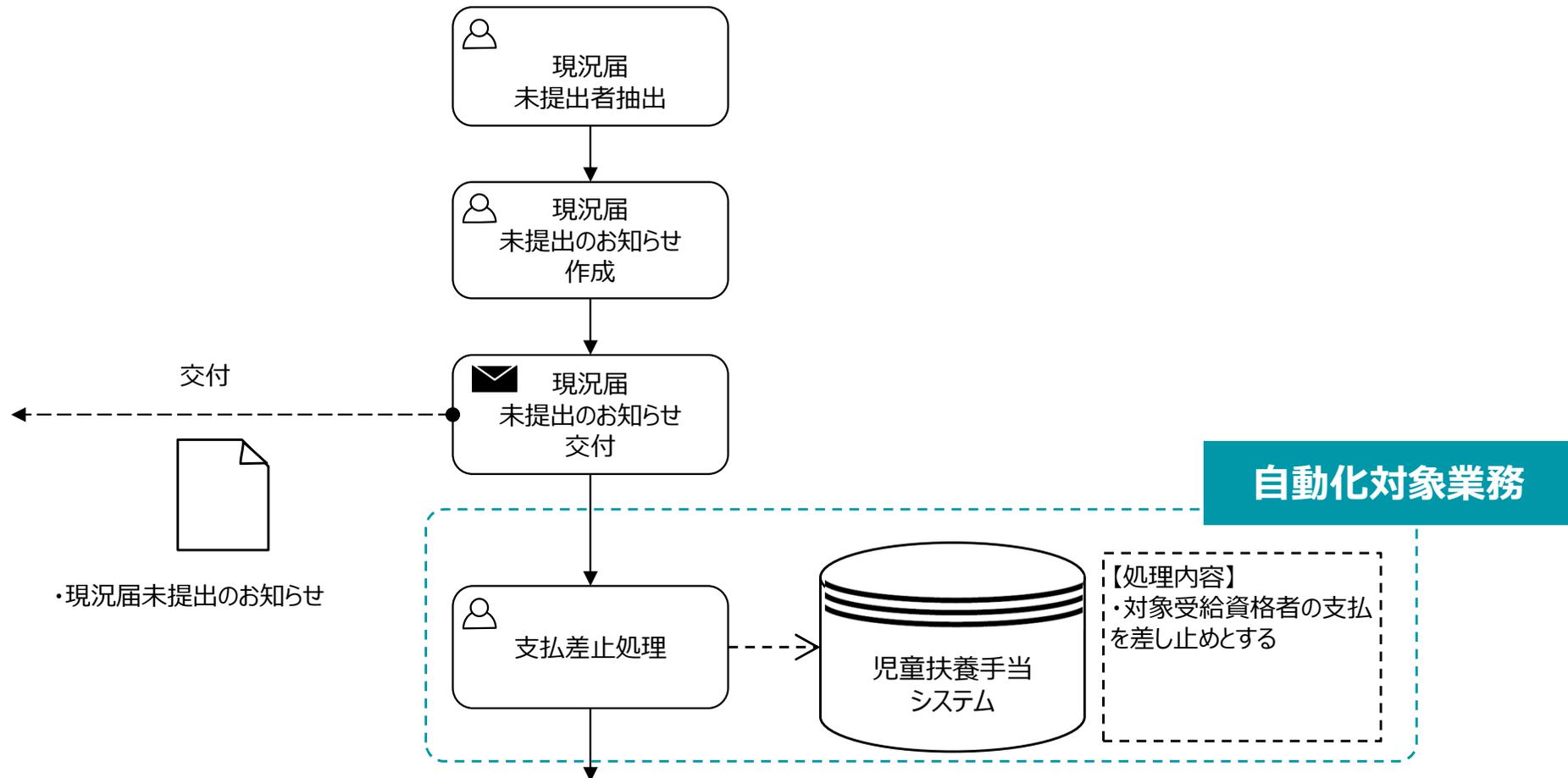
対象事務

13.現況届(現況未提出者差止)

対象要件

機能要件

### 参考：業務フロー 13.現況届（抜粋）



## 個別協議事項 3

対象事務

00.児童扶養手当共通  
(帳票共通)

対象要件

帳票要件 (一覧・詳細要件)  
・帳票レイアウト

帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言、提出書類等をどの程度標準化して、システムで管理するかご議論をお願いいたします

### 意見内容

- ・ 児童扶養手当関係書類提出命令書について、児童扶養手当共通の通知書となりますが、印字項目の自治体名を除いて固定文という認識でよろしいでしょうか。印字項目が受給者毎に可変項目となる場合、どの管理項目を基にどのように印字するかをお示ください。
- ・ 児童扶養手当現況届案内において、個人毎に現況届で確認が必要な書類（Aさん：養育費の申立書、Bさん：養育費の申立書、別居監護の申立書等）を印字できるのか？できないのであれば、できるように台帳入力の際に『提出必要書類』等で管理できるようにしてほしい。

### 論点

帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、提出書類はマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目としてよろしいでしょうか。

#### 標準仕様書（案）の現状

帳票詳細要件においてオプションとしている項目について、

- ① 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については機能要件の通番17をもって、登録、修正、削除、照会できることとする。  
※令和3年度の検討において、法令等様式の定めがある帳票に表記されている項目は原則変更等を認めないこととしているため、注記の変更や追加は不可
- ② 提出書類等については、システムで管理することとしておらず、標準化は未検討である。

#### 【機能要件通番17】

通知書等の出力において、印字する帳票タイトル、文言、注記文、審査文言を登録、修正、削除、照会できること

※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外【管理項目】

帳票タイトル、文言、注記文、審査文言

#### 対応案

帳票詳細要件においてオプションとしている項目について、

- ① 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして、必要に応じて自治体が希望する文言等にマスタを修正する
- ② 提出書類等は事務処理マニュアルの参考資料「児童扶養手当提出書類一覧表」に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目とし、必要に応じて自治体が希望する提出書類を登録できる
- ③ (②を採用する場合、) 機能要件のマスタ管理機能に以下の要件を追加する

通知書等の出力において、印字する提出書類を登録、修正、削除、照会できること

※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外【管理項目】

提出書類



## 個別協議事項 4

対象事務

00.児童扶養手当共通  
(児童扶養手当証書)

対象要件

帳票要件 (一覧・詳細要件)  
・帳票レイアウト

都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の児童扶養手当証書の更新方法について、各自治体の処理方法を踏まえて、児童扶養手当証書に変更内容記入欄を追加するかどうかご議論をお願いいたします

意見  
内容

- 現在の児童扶養手当証書には住所変更の記載欄があるが、今後は住所、金融機関など変更があった場合は新しく証書を発行しなければならないということでしょうか？

論点

児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することは適当でしょうか。

### 標準仕様書 (案) の現状

- 児童扶養手当証書の項目に、住所及び支払金融機関の変更内容を記入する欄は存在しない。(※次ページ参照)
- 児童扶養手当事務取扱準則においては、都道府県等の区域内の住所変更及び支払金融機関変更の場合、
  - ①証書の記載を訂正するか、
  - ②または新たな証書を発行することとしている。どちらの方法で処理するかは各自治体のご判断になる

### 対応案

#### 児童扶養手当証書に、住所と支払金融機関の変更内容を記入する欄をオプションとして追加する

- ①証書の記載を訂正する方法で運用している自治体を考慮して、オプションとして記入欄を追加することが適当かと考えます。

## 個別協議事項 4

対象事務

00.児童扶養手当共通  
(児童扶養手当証書)

対象要件

帳票要件 (一覧・詳細要件)  
・帳票レイアウト

参考：標準仕様書（案）における児童扶養手当証書の変更案

(2ページ)

証書番号	_____
受給者氏名	_____
生年月日	_____
住所	_____
手当月額	_____ 円
支給対象児童数	_____ 人
支給開始年月	令和 年 月
支払金融機関	_____

令和 年 月 日

都道府県知事(福祉事務所長)}  
市町村長(福祉事務所長)} 

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

(2ページ)

証書番号	_____
受給者氏名	_____
生年月日	_____
住所	_____
手当月額	_____ 円
支給対象児童数	_____ 人
支給開始年月	令和 年 月
支払金融機関	_____

令和 年 月 日

都道府県知事(福祉事務所長)}  
市町村長(福祉事務所長)} 

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

住所、支払金融機関の下に、変更内容を記入する欄を1行  
オプションとして追加する

## 個別協議事項 5

対象事務

01.新規認定請求  
(受給資格者台帳)

対象要件

帳票要件 (一覧・詳細要件)  
・帳票レイアウト

受給資格者台帳にオプションとして追加する項目の候補について、実務上の必要性を踏まえて追加可否をご議論をお願いいたします

意見  
内容

- ・ 本帳票を用いて事務処理を行っているため、所得情報は詳細に確認できる必要がある。ひとり親向け医療費助成を行っている同じ運用の団体も多いと思われるため、オプション機能として追加すべきと考える。
- ・ 転入手続の際に受給資格者台帳を基に入力を行うため、入力に必要な事項を網羅してほしい。

論点

実務上必要な項目として、受給資格者台帳に以下対応案に記載の16項目をオプションとして追加することは適当でしょうか。

### 標準仕様書 (案) の現状

- ・ 児童扶養手当市等事務取扱準則等に定められている受給資格者台帳の様式に定義されている項目
- ・ 上記に加え、実務上必須であるとの要望があり、法令・通知等で規定している支給事務や他の様式で確認・整理することとしている項目

### 対応案

#### ご要望のあった以下の項目を追加する

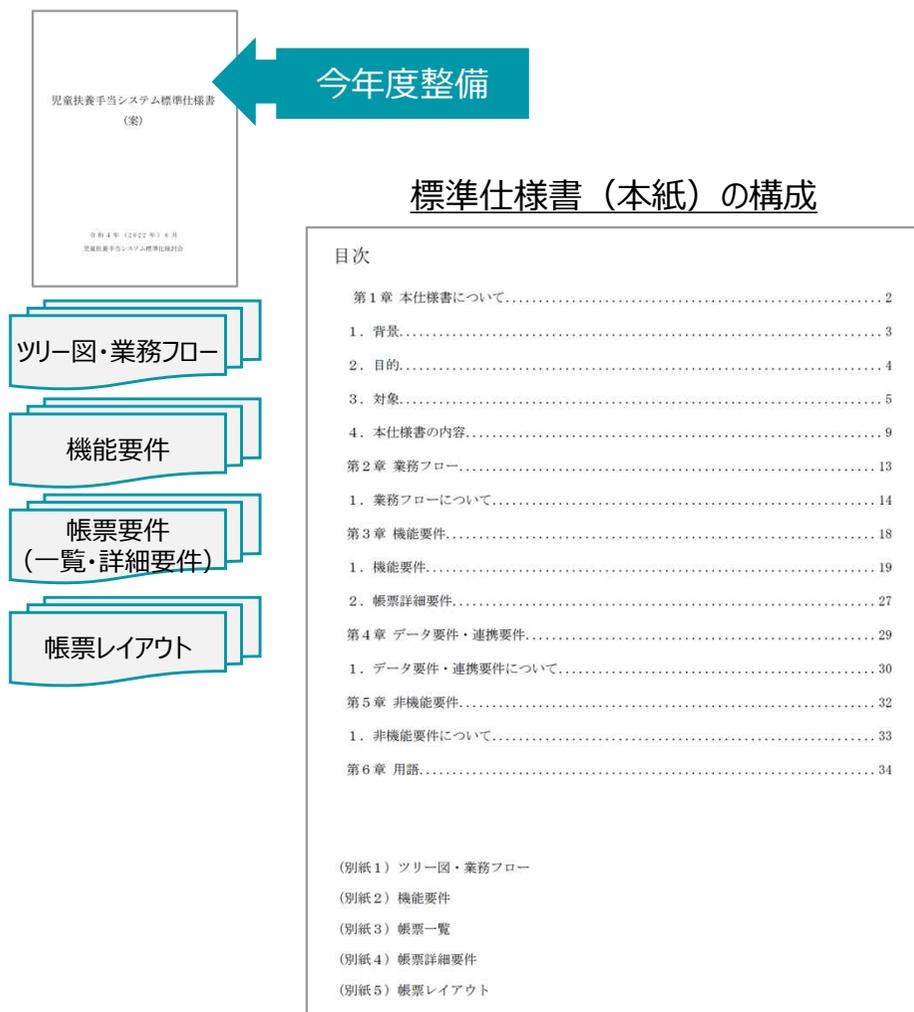
- ・ 支給停止関係届・現況届  
(所得額・扶養人数・控除 (寡婦・ひとり・雑損・医療費・小規模共済・配偶者特別)、養育費)
- ・ 一部支給停止適用除外事由届出書  
(書類提出日、提出書類)
- ・ 支給対象児童  
(父及び母の名前、父及び母の生年月日)
- ・ 受給者  
(年金番号)
- ・ 手当月額  
(内訳 (第2子加算額、第3子以降加算額))
- ・ 障害  
(父又は母の障害の有期認定終了年月日)



# (補足) 標準仕様書 (本紙) の整備 について

標準仕様書 (1.0版) の整備にあたり、今年度、新たに標準仕様書 (本紙) を策定しました。他領域の標準仕様書 (本紙) に準じた構成としたほか、デジタル庁主導で対応を進めた領域間の「横並び調整」についても対応しています。

## 標準仕様書の位置づけ



## 横並び調整内容

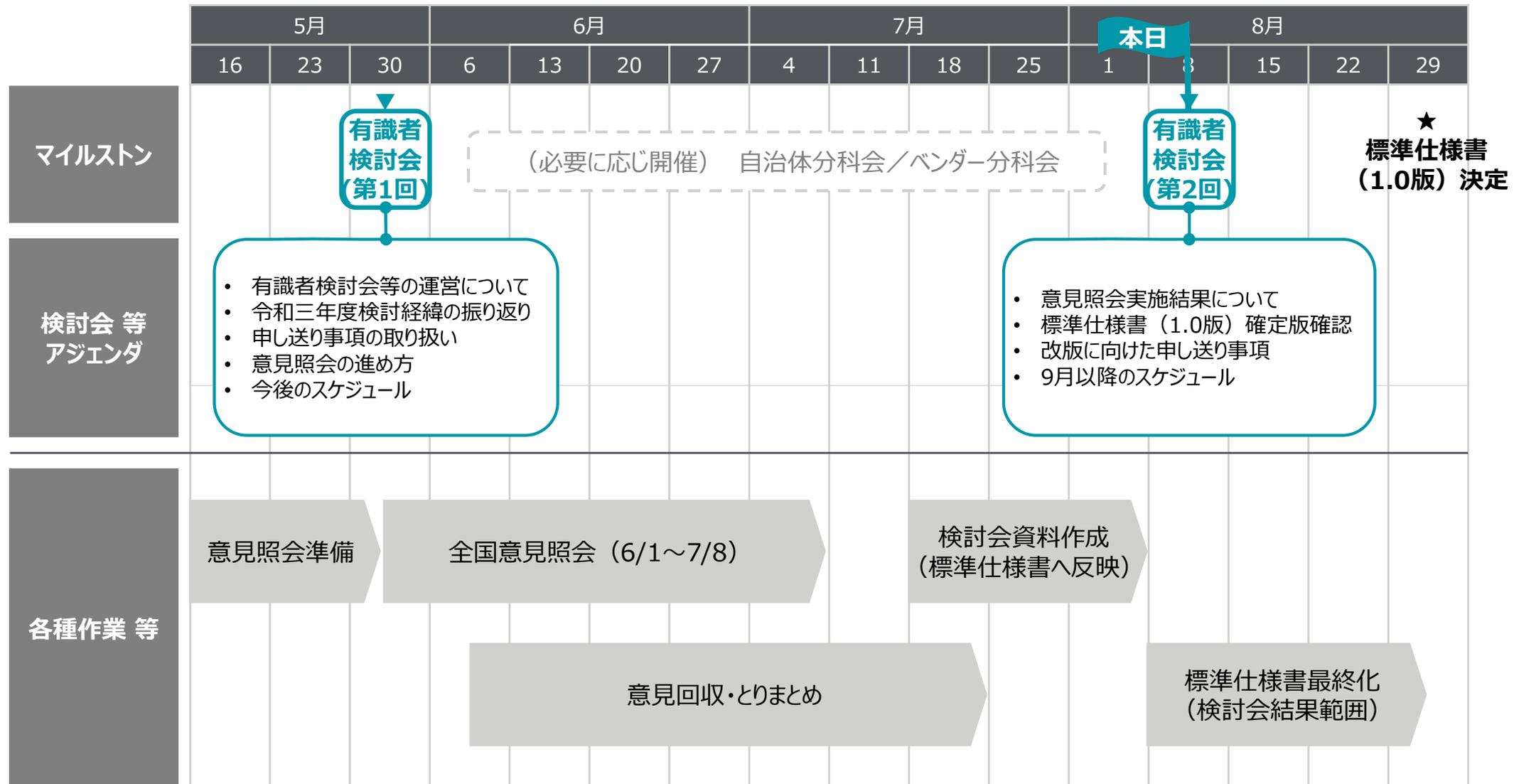
区分	調整事項
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること</li> <li>文字要件に関すること</li> <li>公的給付支給等口座に関すること</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV等支援措置に関すること</li> <li>宛名番号に関すること</li> <li>住登外者宛名番号に関すること</li> <li>団体内統合宛名番号に関すること</li> <li>統合収滞納管理に関すること</li> <li>EUCに関すること</li> <li>操作権限設定・管理に関すること</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>本文の構成に関すること</li> <li>標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること</li> </ul>

- 1 . 意見照会実施結果報告
- 2 . 標準仕様書（1.0版）の確認
- 3 . **今後のスケジュール**

### 3. 今後のスケジュール

#### 3-1. 今後のスケジュール（～8月末）

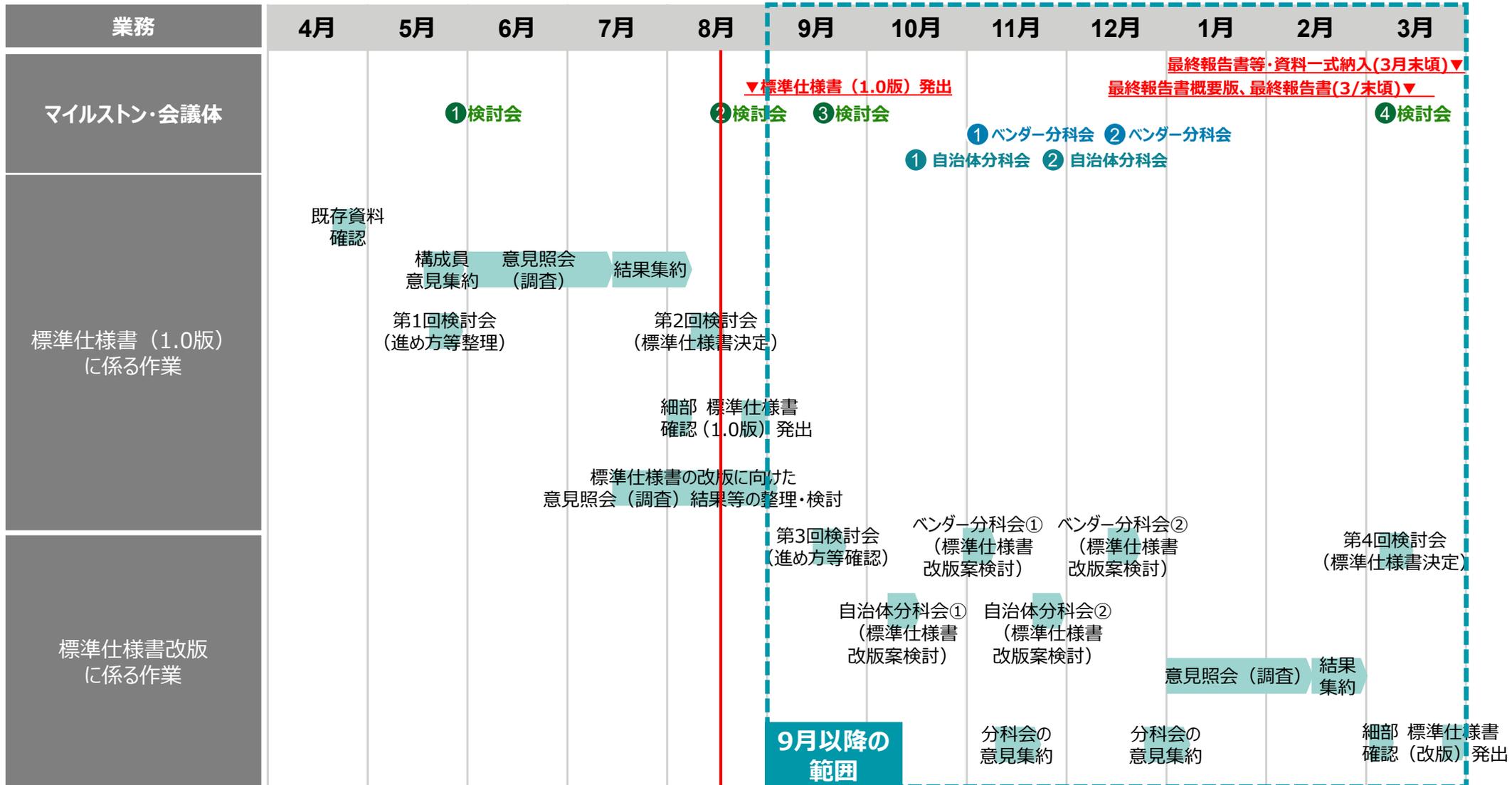
本日の討議内容を踏まえ、標準仕様書（1.0版）を決定します。



### 3. 今後のスケジュール

#### 3-2. 9月以降の進め方（案） - スケジュール -

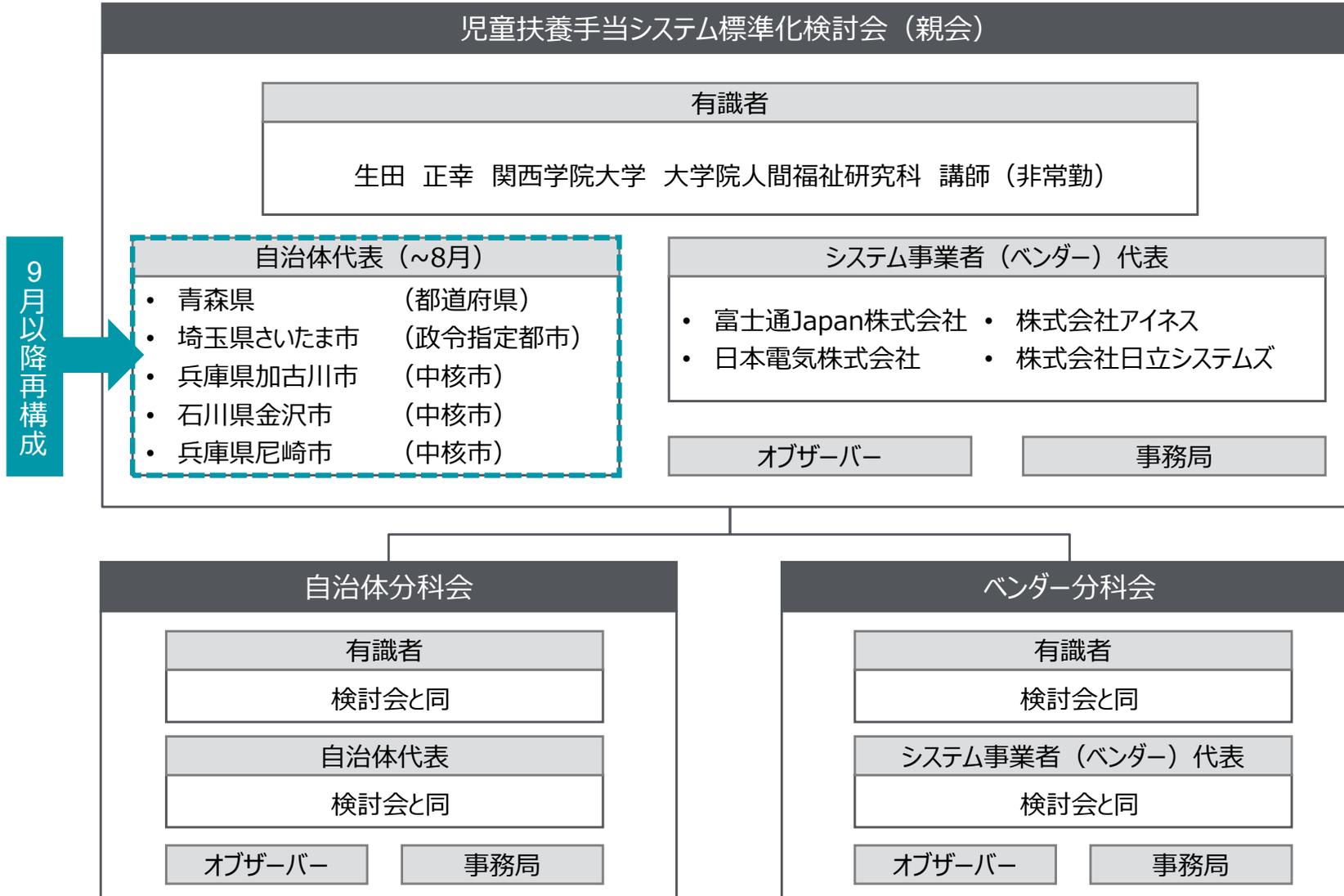
8月末に標準仕様書（1.0版）を確定後、9月以降は標準仕様書改版に向けた検討を進めます。改版にあたり、昨年度及び本年度の意見照会にて収集したご意見のうち申し送りとした事項を中心に検討を進めます。



### 3. 今後のスケジュール

#### 3-3. 9月以降の進め方（案） – 検討体制–

児童扶養手当システム標準化検討会を親会とし、配下に自治体分科会及びベンダー分科会を設け、検討を進める予定です。検討会を構成する構成員のうち自治体代表については、幅広い意見を収集する観点から、9月以降、見直す想定です。

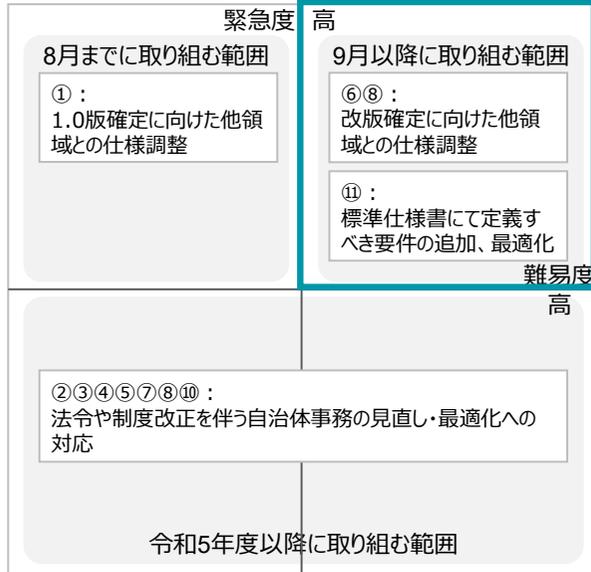


### 3. 今後のスケジュール

#### 3-4. 9月以降の取り組み範囲（案）

標準仕様書改版に向けては、データ要件・連携要件と整合を図る観点からの要件見直しの他、申し送り事項のうち「優先度高」「難易度高」に分類した事項、ならびに法令・制度改正がある場合の要件見直しを検討事項として取り上げる想定です。

##### 改版に向けた検討事項整理の考え方（案）



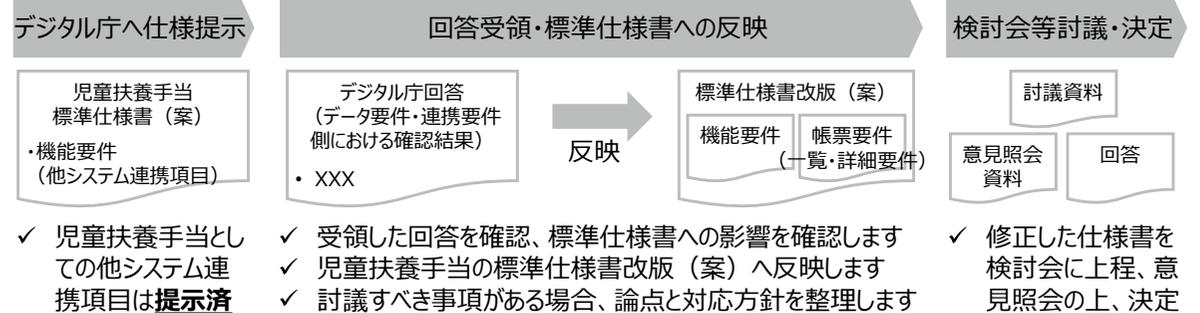
- 「緊急度」及び「難易度」の観点から検討すべき事項を整理し、9月以降に取り組む範囲（＝改版に向けて検討を進める範囲）を整理
- 整理結果を検討会にて合意を得た後、分科会にて具体的な検討を進める

##### 改版に向け想定される検討論点及び検討の進め方（案）

#### ◆ 検討事項 1：改版に向けた他領域との仕様調整

- データ要件・連携要件側から提示される仕様確認結果を踏まえ、必要に応じ、児童扶養手当側の標準仕様書を見直し、要件の整合を図ります

##### 対応ステップ（弊社想定）



#### ◆ 検討事項 2：標準仕様にて定義すべき要件の追加・最適化

- 令和3年度申し送り事項を検討会等にて討議し、標準仕様書に反映します
- 標準仕様書（1.0版）決定以降に法令・制度改正がある場合は、標準仕様書を見直します

##### 申送事項に基づく検討対象（昨年度分）

機能要件	⑥	（次頁以降に候補記載）
	⑧	
帳票要件	⑪	

##### 申送事項に基づく検討対象（意見照会分）

機能要件	①	（次頁以降に候補記載）
	②	
帳票要件	③	

※ 申し送り事項のうち、「優先度高」「難易度高」に分類する事項を基本的な検討対象とする

## (補足) 9月以降検討への申し送り事項 – 全国意見照会分 – 1/3

9月以降検討に向けては、全国意見照会にていただいた下記ご意見について、申し送りの上継続検討いたします。

該当		ご意見内容	
機能要件	01.新規認定請求	所得情報と連携した支給判定機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請相談時に、<b>申請者の所得情報と連携し、手当の支給対象になるかの判定（支給判定）ができること。</b></li> </ul>
	13.現況届	町村のシステムと都道府県のシステムとの連携要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の場合は、ワンストップサービスとの連携は対象外と記載されているが、<b>福祉事務所の設置がない町村がシステムを導入し、ワンストップサービスを活用して受け付けた情報を都道府県システムと連携できるような方式は検討できないか。</b></li> </ul>
		電子媒体での手続き導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、他の自治体で事例があるようだが、紙ではなく、タブレット等を活用し、電子化した現況様式に入力してもらうような方式がとれるように類型2に記載していただきたい。</li> <li>現況届の手続きは対面での実施が原則であるが、受給者の立場からすると、毎年<del>の</del>現況届の手続きは大きな負担であり、<b>紙ではなく電子媒体での手続きを導入できるよう検討いただきたい。</b>（現況届に限らず、他の届出や行政からの通知も含め、マイナポータルで関連手続きがワンストップで完結できるようになると良い。）</li> </ul>
	統計・報告	統計・報告における具体的な集計方法の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>統計・報告における標準仕様を定めるにあたり、国として福祉行政報告例の記入要領等で、実運用に則した仕様を詳細に定めておく必要がある。</b>（現状は、各自治体やシステムの見解、システム仕様上の都合などにより、各システムの集計仕様が決まっており、集計方法が統一されておらず、「受付件数」の集計対象等、対象が不明瞭）</li> <li>各種統計資料について福祉行政報告例と同様に<b>詳細な統計仕様をお示しいただきたい。</b></li> </ul>

## (補足) 9月以降検討への申し送り事項 – 全国意見照会分 – 2/3

9月以降検討に向けては、全国意見照会にていただいた下記ご意見について、申し送りの上継続検討いたします。

該当		ご意見内容	
帳票要件	13.現況届	現況届審査結果通知書 帳票追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届審査結果通知書をつけることにより、<b>宛名や手当額、注意事項等を一枚に記載することができる。</b></li> </ul>
業務	児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届	新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入の場合、住所変更届のみでは情報不足であり、資格要件を継続して満たしているかも含めた判断を適切に実施するために、<b>新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書とすることが望ましい</b>と考える。</li> </ul>
その他	-	「02_03_(別紙2)機能・帳票要件」の様式について	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>機能・帳票要件のレイアウトについて、児童扶養手当以外の標準化業務と異なっているため、統一いただきたい。</b></li> </ul>
		給付金システムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年ではコロナ禍以前の未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金から始まり、毎年児童扶養手当受給者向けに給付金を支給しているが、システム標準化後はそのような給付金があった場合に機動的にシステム改修を行い、給付金の支給を行うことが難しいと思われる。<b>国として給付金を行う場合に使用できるような機能を事前に考案し、児童扶養手当システムの一部として搭載することを検討してほしい。</b></li> <li>児童扶養手当の<b>支給データを活用した給付金の実施に対応</b>するため、以下の機能の追加を検討していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>任意の支給月に係る支給対象者データの給付金対象者としての抽出、登録、管理機能</li> <li>給付金のみでの要申請対象者の支給者情報登録、管理機能</li> <li>任意の支給額の設定機能</li> </ul> </li> </ul>

## (補足) 9月以降検討への申し送り事項 – 全国意見照会分 – 3/3

現在実装されていない機能の新規追加要望に関しましては、  
意見への対応方針（P.8）にて記載した通り一律申し送りとし、継続検討いたします。

### 現在実装されていない機能に対するご意見（例）

該当		ご意見内容	
機能要件	01.新規認定請求	認定請求日に応じた児童扶養手当所得状況届の出力制御機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求日に応じて「<b>児童扶養手当所得状況届</b>」の出力を制御する機能が実装オプションとして必要である。</li> </ul>
	その他	所得額算出の自動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「非課税公的年金等所得」を所得情報に追加し、<b>非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算</b>する機能の追加が必要である。</li> <li><b>所得額の算定も必要な項目（控除額等）を入力したら自動で算出</b>されるようにしていただきたい。</li> </ul>
		証書番号の自動付番	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の効率化のため「<b>証書番号の自動付番</b>」機能を追加したい。</li> </ul>

## (補足) 9月以降検討への申し送り事項 – 昨年度分 – 1/2

令和3年度からの申し送り事項9件について、引き続き、検討を進めていく必要があると理解しています。

区分		ご意見内容	
帳票要件	統計・報告	統計・報告における具体的な集計方法の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計・報告における、標準仕様を定める場合、現状は、<b>各自治体やシステムの見解、システム仕様上の都合などにより、各システムの集計仕様が決まっており、集計方法が統一されておらず、「受付件数」の集計対象等、対象が不明瞭な要素もある</b></li> <li>上記観点から、今回の標準化に際しては、<b>国として福祉行政報告例の記入要領等で、実運用に即した仕様を詳細に定める必要がある</b>と考える</li> </ul>
機能要件	共通	都道府県の団体内統合宛名システムとの連携要件の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県提供のシステム上でも団体内統合宛名システムが保有する情報を参照する機能が必要だと考えるが、<b>都道府県における団体統合宛名システムについては、今後提供される予定であるため、先行して導入している都道府県の仕様を調査したうえで、標準仕様として定義してほしい</b></li> </ul>
		複数の業務システム間のシングル・サイン・オンの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>非機能要件の操作権限管理の機能の一つとして、「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。」と記載しているが、<b>複数の業務システム間のシングル・サイン・オン認証の実装についても検討してほしい</b></li> </ul>
	支払差止（解除）	支払通知書及び支払解除通知書の様式の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第15条に基づく「<b>児童扶養手当支払差止通知書</b>」は<b>処分性を有していることに加え児童扶養手当事務においては出力件数も多い</b>。児童手当側では必須帳票であるため、国（厚労省）により、<b>必須帳票として様式を定義してほしい</b></li> </ul>

## (補足) 9月以降検討への申し送り事項 – 昨年度分 – 2/2

令和3年度からの申し送り事項9件について、引き続き、検討を進めていく必要があると理解しています。

該当		ご意見内容	
業務フロー	障害等認定	自治体業務の実態と省令等の差分の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害等認定業務のうち、省令第4条の2に基づく児童の障害の状態の届出については、同条において「手当の支給が行われている児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した場合」に届け出るものと規定されている</li> <li>しかし、<b>実運用では、事務が煩雑となることが懸念されるため、“年齢到達前に障害認定の届け出を受け付けている”。国においても実態に合わせて省令を改正する等整理を希望する</b></li> </ul>
機能要件	市外転入・市外転出	デジタルファーストの原則に基づく、自治体間のクラウド上等でのデータ連携を可能とできるような現行制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当受給資格者台帳」「児童扶養手当受給資格者名簿」の出力機能に関して、システムにおいて申請情報や資格情報が管理されていれば、必ずしも帳票として台帳は必要なく、「受給資格者台帳の写しを転入元・先の自治体間で（紙文書によって）やり取りする」という方法自体がデジタルファーストの原則に反していると考えられる</li> <li><b>今後の標準化を進めるにあたり、紙媒体でのやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするなど、国の「児童扶養手当事務取扱準則」の規定そのもの見直しを希望する</b></li> </ul>
機能要件	新規認定請求	「児童扶養手当証書」の発行・交付は、マイナンバーカードの紐づけも見据え、現行制度を見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当証書」の発行に関して、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による障害児福祉手当においては、証書を交付することとされていないため、児童扶養手当において証書を交付する必要性に疑問がある</li> <li>加えて、<b>児童扶養手当証書を発行して受給資格者に交付する業務自体、デジタルファーストではないと考えており、例えばマイナンバーカードに紐づけて一本化する等、現行制度の見直す余地があると考えている</b></li> </ul>
業務フロー	統計報告	統計・報告に係る書類を紙で送付することは、デジタルファーストの観点から、データでの提出等を想定して、現行制度を見直してほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計・報告については、出力する紙の枚数も多く、紙文書での送付を毎度行うことが担当職員の業務の負担となっているため、<b>自治体から国への提出の際には、紙以外（データ送付等）の形でやりとりができるよう、デジタルファーストの観点から自治体と国の間での報告方法の見直しを検討してほしい</b></li> </ul>
機能要件	共通	今後の調書・申立書のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点での標準仕様書（案）では、調書・申立書に記載の項目を管理項目として全て標準仕様書上で定めないとのことだが、<b>今後オンライン申請が導入された場合等には、標準仕様書上の業務及び機能要件が変わる可能性があるため留意してほしい</b></li> </ul>